

<書面協議における委員ご意見一覧>

【資料1】

No	委員氏名	該当資料	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
議案（１）答申内容決定方法の確認についてのご意見					
1	岡橋委員	資料 1	54件の回答は少なすぎる。少ない件数でそのまま進むのは早計ではないかと考える。	第 6 次総合計画の策定にあたっては、未来の八尾 1 万人意識調査や、市内 5 つの高校に通う高校生との意見交換、また地域のまちづくりについては 28 小学校区すべての校区まちづくり協議会との意見交換を通して市民の皆さまのご意見をお伺いし、内容を反映してまいりました。また市職員の意識調査や、その他人口推計データ等も参考にし、若手職員を中心とした庁内ワーキング会議からの報告に基づいて行政素案を取りまとめ、その上で審議会の総勢 38 名の委員皆さままでご検討いただき、今回パブリックコメントの素案を取りまとめいただきました。 「パブリックコメントにおける回答が少なすぎる」とのご意見でございますが、策定段階からパブリックコメントまでの経過を考慮しますと、市民の皆さまから多くの意見等をいただいたと認識しております。 パブリックコメントでのご意見や審議会委員の意見をはじめ、多くの市民の意見に真摯に耳を傾け、総合計画の策定を進めてまいります。	なし
2	相川委員	資料 1	これまで部会に分かれて担当分野を議論してきたので、答申全体を検討するためには、情報共有を兼ねた全体会議は不可欠です。やむなく書面で行うのであれば、最低限、各3回の部会でどんなことが話し合われたかが分かる議事録（概要版でも可）が全委員に配布されている必要がありますが、実際は自分の部会の分（2回目、3回目は未定稿）しか配布されていない（HPには各部会初回分のみ公開されていない）状況です。スケジュールありきではなく、ていねいに情報共有を行ったうえで答申を審議、決定するのが筋だと思います。	全体会につきましては、委員の皆さまに各部会でご検討いただいた内容もふまえ、答申がどのようなものになるかご検討いただく最終の重要な機会でございますが、会長に相談のうえ新型コロナウイルス感染防止の点で中止という判断をさせていただきました。 なお、専門部会の議事録は早急にホームページに掲載するとともに、委員皆さまにも第 2 回書面協議の際にお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。	なし

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
議案（２）パブリックコメント実施結果と答申（３/１３案）の確認についてのご意見								
1	新福委員	資料 2	1	3	2. 共創と共生の地域づくりの実践 （１）実践の方針①	「意見・提言内容」の1. 及び2. の通り、中学生・高校生も参画が求められると私も考えます。 理由として、かつて「北山本小学校区まちづくり協議会」では、平日の昼に地震発生を想定して小学校・児童も地域住民と共に避難訓練・防災訓練を行ったことがあります。 地域住民と共に協働して行うには小学生や中学生が貴重な人材として実施された。このように八尾市の地域社会でも児童も地域活動に参画している事例があります。 一般的には「学生」と記載していると「大学生」と認識する市民は多いと思う。そのため「学生」を「児童・生徒を含む学生」という風に記載した方が、わかりやすい。 また、ご意見を出された市民は、今年度の「防災リーダー養成講座」の受講生であり、今後の市民と行政の協働やパートナーシップの関係構築や市の施策に協力いただける方として意見を取り入れた方が良いと思う。 （「市の考え方（案）」には、「学生と記載する中に含まれるものと考えます。」と回答することも正しい考えではあると思います。しかし、意見が反映されないことで、信頼関係が崩れないかと思えます。市の施策に協力されている方との信頼関係の構築が大切だと思います。正しい記載をするための総合計画も求められると思いますが、市民にわかりやすく共感や関係性が生まれることも総合計画には大事ではないでしょうか。市民が主体的に参画・活動・協働されるように意欲を湧き立てる総合計画にして行くことが大切ではないでしょうか。	ご提案の趣旨を踏まえ、（１）実践の方針①を「地域の課題は（中略）校区まちづくり協議会を、地域住民はもとより児童・生徒・学生、企業や団体等、～」と変更します。	あり
2	新福委員	資料 3	18		2. 共創と共生の地域づくりの実践 （１）実践の方針①	18行目から24行目にある「地域住民はもとより学生、企業や団体等、誰でも～」を例えば「地域住民はもとより児童・生徒を含む学生、企業や団体等、誰でも～」にされてはいかがでしょうか。	ご提案の趣旨を踏まえ、（１）実践の方針①を「地域の課題は（中略）校区まちづくり協議会を、地域住民はもとより児童・生徒・学生、企業や団体等、～」と変更します。	あり
3	相川委員	資料 2	1	4 5	施策 1 切れ目のない子育て支援の推進【課題】 3	すべての子どもが暴力を受けることなく、子どもとしての権利が守られ」としたほうがいいのではないかな。 理由：提案者は現行の文案では改正法の趣旨の反映が足りない（含まれていない）と考えており、その提案を受け入れない積極的な理由が見つからない。	ご提案の趣旨をふまえ、めざす暮らしの姿 3 を「地域全体で（中略）家庭環境にかかわらず、すべての子どもの子どもとしての権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています」と変更します。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
4	相川委員	資料 2	2	8	施策 1 切れ目のない子育て支援の推進【基本方針】③	地域との連携という言葉を目記すべきである。 理由：私も提案者と同じく、現行文案では不十分という印象を受けた。	ご提案の趣旨をふまえ、基本方針③を「児童虐待の（中略）要保護児童対策地域協議会の関係機関等の相互連携や地域との連携によるソーシャルワーク機能を強化します。」と変更します。	あり
5	熊本委員	資料 2	1 2 3	6 7 8 18 19	施策 1 切れ目のない子育て支援の推進 施策 3 子どもの学びと育ちの充実	「地域」が誰を指すというご指摘だと思います。また「地域の関係機関等」の「等」が明確でないことへのご指摘でもあると思います。ご意見にあるように、「関係機関」だけでなく、「市民団体」「地域住民」など市民や住民の主体的な取り組みや参画が見えるような表現もしくは用語解説が必要だと思います。	地域には地域住民、市民団体や事業者等の主体が含まれ、取り組みにより連携する主体もさまざまです。ご意見の趣旨をふまえ、施策 1 の基本方針③につきましては、「児童虐待の（中略）充実、要保護児童対策地域協議会の関係機関等の相互連携や地域との連携によるソーシャルワーク機能を強化します。」と変更するとともに、「地域子育て支援拠点」及び「要保護児童対策地域協議会」の用語解説を追加いたします。	あり
6	新福委員	資料 2	1 2	6 7	施策 1 切れ目のない子育て支援の推進【現状】③	「意見・提言内容」の通り、「地域子育て支援拠点」では市民には認識されにくい。いただいたご意見の通り、「保健センター」や「つどいの広場」や地域における支援活動など例示して記載した方が良好。ご意見 No. 7 も同様に対応いただきたいと思う。 「市の考え方（案）」には、用語解説を加えるとなっているが、郵送いただいた答申【資料 3】には用語解説の項目や頁がない。 （ご意見いただいた市民は、つどいの広場などで携わる方とも想定が出来ます。市の施策に協力されている方との信頼関係の構築が大切だと思います。活動されている方の協力もあって成り立つ施策ですので、記載することで認めることが信頼関係の構築や協働の促進になると私は思います。一体、誰のためにまとめた総合計画なのかを明確にご判断いただきたいと思います。以下、前頁の意見内容の文末括弧書きと同文です。）	ご意見の趣旨をふまえ、施策 1 の現状 3. において、「地域子育て支援センターやつどいの広場等地域子育て支援拠点の拡充を図り～（略）」と変更します。	あり
7	新福委員	資料 3	24		施策 1 切れ目のない子育て支援の推進【現状】③	「地域子育て支援拠点」を例えば「保健センター」「つどいの広場」や地域における支援活動といった地域子育て支援拠点」と記載されてはいかがでしょうか。 もしくは、用語解説を同じページに掲載してもらいたいと思います。 （活動されている方に総合計画でスポットライトを当て、記載することでその方々を認めることが、市民がさらに意欲を持って主体的に取り組まれると思います。）	ご意見の趣旨をふまえ、施策 1 の現状 3. において、「地域子育て支援センターやつどいの広場等地域子育て支援拠点の拡充を図り～（略）」と変更します。	あり
8	新福委員	資料 2	2 3	16 18	施策 3 子どもの学びと育ちの充実【基本方針⑥】【基本方針①】	「意見・提言内容」の通り、現在の記載内容では包含されていることがわかりにくい。また学校だけで施策を進めて行く不安感を感じられたご意見かと推測します（行政への信頼構築が出来ていないからなのか、このような意見が出て来たのではないかと推測します）。 「地域住民とともに進めていくこと」や「地域社会との連携を行うこと」がわかるように、文面でも市民に安心感を提供していく事が大切ではないかと思います。	現行の記載につきましては、子どもたちにとってどのような環境が一番好ましいかということを第一に考えながら、審議会の開催や保護者や地域の方々と対話を重ね、その中で頂いた様々なご意見等を参考にしながら進めることをお示ししており、ご提案の趣旨をふまえ「 <u>保護者や地域の意見を参考にしながら、本市の実情に即した学校規模の適正化を進めていきます。</u> 」と変更します。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
9	新福委員	資料3	29		施策3 子どもの学びと育ちの充実【基本方針①】	基本方針①を読むと、最後の文面「学校における働き方改革を進めます。」だと、学校の働き方改革を進めることで、「めざす暮らしの姿1.」が実現するには連想がしにくいです。 また、基本方針⑦以外は、施策No.3の役割を全て学校だけが果たすように感じられるので、地域住民や地域社会とともに連携や進めていくことも記載が必要かと感じます。	基本方針①につきましては、働き方改革だけではなく、小中一貫教育の充実とともに、教育環境の整備、また教職員の資質向上を図る点についても併せて進めるという方向性をお示ししており、それによりめざす暮らしの姿の実現につながると考えております。 また、地域との連携というご提案の趣旨をふまえ、基本方針⑤において、「すべての子どもが安全に安心して過ごせる教育環境を、地域の協力も得ながらつくります。」と変更いたします。	あり
10	熊本委員	資料2	1 2 3	5 10 18	施策3 子どもの学びと育ちの充実	No.10ならびにNo.18の意見は、権利の主体者としての子どもが参加・参画する権利を盛り込んでほしいという提言です。これに対する市の考え方はNo.5にありますように、「子どもの権利を守る」ことのなかに包含されているというものです。子どもの権利条約の4つの柱は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」です。市民の意見は、総計案には「参加する権利」が抜けている、一方の市の考え方は「守られる権利」を記載している、と両者のずれはそこにあります。市民の言う「参加する権利」と市の言う「守られる権利」はいずれも重要な権利とされるため、前者が抜けているという市民の意見に対し、後者に含まれるという市の考え方の説明は噛み合っておらず、また不十分だと思います。	市民意見No.10及び18につきましては、「寄与しようとする」という表現が奉公という印象を受けるため、記載内容のご提案をいただいたと理解しております。 「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」という表現については、教育基本法や学校教育法等でも共通して使用しておりますが、その意味は「自ら進んで社会や人の役に立つこと、良い役割を果たそうとすること」として使用しており、ご提案の「参加と参画する権利」という趣旨を包含するものと認識しております。 なお、子どもの主体的な参画の結果、社会の発展につながることが読み取れるよう、「（中略）主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。」と文案の修正をさせていただくとともに、資料2の市の考え方についても今回ご説明のとおり修正いたします。	あり
11	新福委員	資料2	2	10	施策3 子どもの学びと育ちの充実【めざす暮らしの姿】1	「意見・提言内容」の通り、子どもが社会形成に参画させる“受け身”にも捉えられます。また社会形成に参画し、その発展に寄与することが目的にも感じられる。 ご意見をいただいた方の本来の意味は、他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体性のある子どもが育っていることが目的であると考えられる。その子どもが育っていく結果として、社会に参画及び形成の寄与にもつながると考えられる。 先に述べた目的と結果が合わさったのが、「施策No.3 めざす暮らしの姿 1.」ではないでしょうか。 また「自尊感情」だけでは自分を尊ぶ感情だけだと誤解を招きやすいので、他者とも互いを認め合うならば「共尊感情」とした方がわかりやすいと思う。	委員ご意見の趣旨を踏まえ、めざす暮らしの姿1については子どもの主体的な参画の結果、社会の発展につながることが読み取れるよう、「（中略）主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。」と文案を修正することとします。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
12	新福委員	資料3	28		施策3 子どもの学びと育ちの充実【めざす暮らしの姿】1	「めざす暮らしの姿1.」の欄 「1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。」を「1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体性のある子どもが育っており、かつ社会に参画及び形成の寄与にもつながっています。」にしたいかがでしょうか。	委員ご意見の趣旨を踏まえ、めざす暮らしの姿1については子どもの主体的な参画の結果、社会の発展につながる事が読み取れるよう、「（中略）主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。」と文案を修正することとします。	あり
13	田中副会長	資料2	12	21	施策4 子ども・若者の健全育成と支援の推進	放課後児童室および放課後子ども教室への将来的な懸念が非常に数多く示されている。【資料3】答申案とも関連するが、回答において、「最終的には行政が責任主体である」という趣旨を打ち出せないだろうか。今回のコロナ禍を見るまでもなく、市民の主観的安心がこれほどまでにクローズアップされたこともないだろう。子どもを持つ親なら、放課後の過ごし方をそういう観点からもみるわけである（低学年や女子であれば尚更）。「協力」が「投げっぱなし」と受け取れないように、行政の関わりをきちんと明確にすべきだ。	ご提案の趣旨を踏まえ、【資料2】No. 21における市の考え方について、以下のとおり修正いたします。 「ご提案いただいているように、次代を担う子どもが健やかに育ち、将来に希望を持ちながら成長していくことをめざし、すべての子ども・若者の安全安心な居場所を確保することは大切です。放課後児童室事業は、市の責任のもと充実してまいります。基本計画策定後、新やお改革プラン実行計画もふまえながら、ニーズの増及び多様なニーズに対応するために、民間委託等も含め具体的な手法を検討する必要がありますことから、貴重なご意見とさせていただきます。」	なし
14	田中副会長	資料3	31		施策4 子ども・若者の健全育成と支援の推進	・よくよく見ると、外部者からは、「放課後児童室」と「放課後子ども教室」の違いがわからなかった。ここは用語説明など補足しておいた方がよくないか。 ・【資料2】コメントと同様に、基本方針の①や②において、「行政に最終責任がある」といった旨の内容を書き込めないか。	・用語につきましては、ご提案いただきましたとおり、用語解説を追加いたします。 ・前述No. 13にお示ししました通り、基本方針①につきましては、市の責任のもと具体的な手法を検討してまいります。基本方針②も含め、その他の基本方針においても市の責任において、市民や専門団体、各種団体とともに連携協力し取り組みを進めてまいりますので、基本方針の記載については原文のままさせていただきます。	なし
15	相川委員	資料2	5	30	施策8 文化芸術の振興	提案後半部（社会包摂にかんする指摘）を受け、基本方針②を「すべての市民が・・・ふれることができる機会を設けます」とする。 理由：劇場・音楽堂等の活性化法に社会包摂が盛り込まれたのは重要な指摘であり、行政責任として（健常者だけでなく）すべての人が芸術文化にふれる機会を提供すべきである。今回は基本方針③で、観光振興の視点を打ち出し（それ自体は否定しないが）、文化芸術の享有権の側面が薄れてしまった感があるので「すべての市民」という文言で社会包摂の理念を盛り込んでおくべき。	芸術や文化の振興における社会包摂の理念については、ご指摘のとおりと考えており、めざす暮らしの姿1や基本方針①において、市民として記載しているものは、すべての市民を意図したものです。また、ご指摘の基本方針②において、芸術や文化にふれる機会づくりも重要と考えていることから、基本方針の一つとして、すべての人が芸術文化にふれる機会を提供していく取り組みを進めてまいりたいと考えております。	なし

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
16	熊本委員	資料 3	42		施策10 就労支援と雇用機会の創出【現状】 2	網かけ部分ですが、「障がい者」「ひとり親家庭の親」「中高年齢者」「外国市民」といった「人」と同列で「出身地」が並ぶのは奇異です。また「出身地」の表現では現在の「住民」が抜ける恐れがあります。パブリックコメント実施結果の5ページNo.35にあるように「同和地区住民」、もしくは部落差別解消推進法制定を受けて「被差別部落の出身者や住民」とするなど、「人」を明確にしていきたいです。	ご提案の趣旨をふまえ、現状2を「障がい者、ひとり親家庭の親、同和地区住民、中高年齢者、外国人市民、働く意欲が希薄な若者など、働くことが困難な状況を有する人の就労は、」と変更します。	あり
17	藤本委員	資料 3	42		施策10 就労支援と雇用機会の創出【現状】 2	人材不足の状況にあっても、障がい者、ひとり親家庭、同和地区住民、中高年齢者、外国人市民、働く意欲が希薄な若者など、働くことが困難な状況を有する人の就労は、厳しい状況にあります。に変更すべし。	ご提案の趣旨をふまえ、現状2を「障がい者、ひとり親家庭の親、同和地区住民、中高年齢者、外国人市民、働く意欲が希薄な若者など、働くことが困難な状況を有する人の就労は、」と変更します。	あり
18	相川委員	資料 2	7 47 48 49		施策17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上【現状】 3	提案を受け「個別支援計画の策定をすすめます」の文言を足すべき。加えて「インクルーシブ防災」の理念についても盛り込むことを検討すべき。 理由：仙台行動枠組以降「インクルーシブ防災」の考え方が注目されている。内閣府も平成25年の「避難行動支援に関する取組指針」ですでに個別支援計画の策定に触れており、現在、全国各地で自力避難が困難な人の個別支援計画の策定が進められている。（独自条例を制定した自治体もある）。パブコメの指摘はまさにその「避難行動」の支援にかんする全国的な取り組みを八尾市でも実施すべき、という趣旨だが、対応案では「平時の見守り」と「避難所運営」にしか触れておらず論点がずれている。施策23に「災害時の避難行動支援にもつなげていく」という文言はあるが、個別支援計画の策定は、たんに声がけのレベルではなく、ケース会議を行い、支援者の具体名も入れて作成するもので質的に異なる。正直、すべての避難行動要支援者に対して個別支援計画を作成するのは難しいが、指摘ならびに社会情勢を受けて「策定をすすめます」または「策定を目指します」ぐらいの表現は入れ込んでも良いのではないかと。また「インクルーシブ防災」については用語解説が必要な言葉なので、必ずしも盛り込む必要がないかもしれないが、他方、「インクルーシブ保育」の文言は本総計で使っているため、加えても良いように思うが。	ご提案の趣旨を受け、平常時における災害に備えた計画づくりなど、地域での見守りの仕組みが必要と考え、施策23において基本方針③を「避難行動要支援者名簿などを活用し、平常時からコミュニティの増進を図り、災害に備えた計画づくりなど、地域における見守りの仕組みづくりを進めます。」に変更させていただきます。	あり
19	岡橋委員	資料 2	15	43	施策24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	施策23及び施策24のパブリックコメントに対する市の回答は具体性に欠ける。 高齢者保健福祉に関する分野別策定に際して検討するや参考にするという内容では、意見投稿者は納得できないのではないかと考える。かなり実践現場における疑問を持ちながら業務遂行している方々と考え、N023、24は実践現場の代表的意見と推察するので、分野別関係者は、具体的な回答をするべき	基本計画では、めざす暮らしの姿とその姿を実現するための取り組みの方向性をお示ししております。また令和2年度には八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画および八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定を予定しており、具体的な取り組みを検討してまいりますので、その際の貴重なご意見とさせていただきます。	なし

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 No.	該当施策	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
20	岡橋委員	資料3	70		施策24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	上記の内容を検討できれば、N023. 24の内容は具体的な文章になると思われる。 地域包括支援センターの個々の目標・取り組み・費用とその効果を明示する。透明性が必須	高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の事業方針及び計画や実施する事業状況、費用につきましては、様々な機関が参加する審議の場において報告し、PDCAサイクルによる評価を行い、さらなる質の向上のためのサポート体制について検討し、その概要や資料をホームページや情報公開室で公開し、事業に対する透明性を確保しているところです。 個々の目標や取り組み、費用とその効果の明示につきましては、令和2年度に八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画および八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定を予定しており、どこまで具体化できるかも含め、検討してまいります。 また、記載内容を分かりやすくするため、施策24の基本方針②を「・・・自立した暮らしを送れるように、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）をはじめとした機関等が連携し、認知症や権利擁護に対する理解への啓発を進めます。また、制度や分野ごとの関係を越えた相談・支援体制の充実に取り組みます。」と修正します。	あり
21	熊本委員	資料2	8	54 55	施策27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 施策32 信頼される行政経営	市の考え方に示されております、「本市においても女性活躍推進法に基づく八尾市特定事業主行動計画により、本市の管理職の登用を含め、女性を含むすべての人が活躍できる環境の整備を進めてまいります」をそのまま総計案に盛り込んではいかがでしょうか。	ご意見の趣旨をふまえ、基本方針⑧を「女性が（中略）環境や機会づくりを進めるとともに、本市も事業主として、女性の職業生活における活躍を推進し、社会の模範となるべく取り組みを進めます。」と変更します。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 行	該当箇所	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
（３）その他 答申（案）についてのご意見								
1	相川委員	資料 3	2		第 2 章 総合計画策定の視点 図 1 八尾市の人口推移	図 1 は平成 20 年から 10 年間のデータだが、本文には「平成 3 年まではゆるやかな増加」などの記述があるので、人口増減が分かる中長期のグラフに差し替えたほうがよい。また図 5 や図 6 との整理もしたほうがよい。	ご意見の趣旨をふまえ、図 1 については本文記載の人口増減が分かるようデータを追加いたします。 また、図 5 及び図 6 については、第 6 次総合計画期間における推計人口や想定人口を示すために掲載しており、現時点（H30 年）を基準とし、近年の人口動態から推計した今後の推計データをお示しするものです。	あり
2	相川委員	資料 3	5		第 3 章 八尾市の将来都市像 1. 将来都市像	パブコメに出された 1 月 24 日時点の素案から、10 月末時点の行政素案ではあった「つづく」のキーワードがなくなり、将来都市像の文言自体も変更されている。私は八尾市民ではないのでパブコメは出さなかったが、個人的には前の案のほうが良いと思う（説明文は手直しが必要だと思っていたが）。人口減少が避けられない中で「成長都市」という言葉を単独で出すと違和感があるが「幸せ成長都市」とすることで、質的な成長を目指すという意味が一目で分かる（将来都市像はある意味、キャッチフレーズなので、いくら説明文で解説を入れても単独で意味が通じないと失格）また「つづく」という言葉から感じられた都市の持続可能性の重視というニュアンスが消えてしまったようで残念だ。	各委員に送付いたしましたく部会長副部会長調整会議におけるご意見と市の考え方>においてお示しました通り、各専門部会で皆さまから頂いたご意見をふまえ、改めて「つづく」のは市民のしあわせであり、まちは「成長する」というように整理し、しあわせがつづくには、 1. つながること＝つながるしあわせを感じること、 2. そしてつながる中で自分らしくかがやくこと＝かがやくしあわせを感じること 3. そして自分だけでなくお互いのしあわせを考え行動し、しあわせがつづくこと 4. それによってまちが成長する というストーリーをお示したいと考え、将来都市像を修正しております。	なし
3	相川委員	資料 3	8	1	第 3 章 八尾市の将来都市像 2. まちづくりの目標と取り組み方向	（目標 4） 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち 「市民自らが環境に対して取り組みを行うことで得られる充実感」とあるが、環境に対してどんな取り組みをするのかわかりづらい。環境保全や持続性向上の取組を指すならその旨を明記したほうがよい。	各まちづくりの目標において、その取り組み方向を政策として位置付け、表現を追加しております。その中で、取り組み方向（政策 4）において、「（略）暮らし、働く等身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境への貢献にもつながります。」とお示しするなかに、委員ご意見の趣旨を含むものと考えます。	なし
4	相川委員	資料 3	11	14	（２）共創と共生の地域づくり	正確な定義としては「防災施策においてとくに配慮を必要とする人（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人ら）＝要配慮者」「自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人＝避難行動要支援者」である。（要配慮者の中で、とくに避難行動に支援が必要な人を避難行動支援者という）なので以下のような表現に差し替えてはどうか。 「自力避難ができない避難行動要支援者や、情報入手や避難生活において困りごとを抱えがちな要配慮者に対する支援はもちろん、勤め先からの帰宅困難者や旅行や買い物などで不慣れな場所で被災した人たちなど、多様な市民一人ひとりに配慮した…」	要配慮者と避難行動要支援者の書き分けが適切でないとの委員ご意見の趣旨を踏まえ、「発災時に自力避難ができない避難行動要支援者や、情報入手や避難生活、復旧に向けた活動の中で配慮が必要な方等、また勤め先からの帰宅困難者や旅行や買い物等で不慣れな場所で被災した方等、多様な市民一人ひとりに～（略）」と修正します。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 行	該当箇所	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
5	相川委員	資料3	24～		各施策	10月末の案にあった「SDGs」との関連付けはやめてしまったのは、なぜ？ 今回の目玉だと聞いていたのに・・・説明がほしい。	＜部会ご意見に対する市の考え方＞にお示しのとおり、6つのまちづくり目標との関連づけを明確にさせた方が良いと判断し、記載を削除しました。p.24以降に示している施策1～34については、将来都市像を実現するための6つのまちづくりの目標に向け進める方向性を示すものであるため、またその具体的な取り組みを検討するにあたってはSDGsの視点を含めていくことを素案p.17の④経済・社会・環境の調和のとれた施策の立案においてお示ししております。よって、SDGsと全く関係しないのではなく、6つのまちづくり目標に向けて施策にとりくむことで、SDGsの達成に寄与すると考え、表現を整理しております。	なし
6	栢谷委員	資料3	32 33		施策5 やおプロモーションの推進	八尾には、ものづくり、特産物、歴史資源、自然など多くの資源があり、まだまだポテンシャルを秘めています。その課題に市内事業者同士の連携が弱い、それに対する近隣自治体や大阪観光局などとの広域な取り組みをとあります。もちろん、広域との取り組みは大切ですが、まずは市内の担い手の連携が先と思われます。みせるばやお、観光協会、FMちゃおなど、連携が見えない、実施内容が重複しているなどの課題が見受けられます。関係する担い手のコーディネート、ビジョンの共有など、市にできない役割を期待しています。	ご指摘のとおり、施策5は目標3「世界に魅力が広がるまち」を実現する取り組みとして、本市の様々な地域資源を活用・発信し、魅力ある都市づくりを推進するため、施策横断的な連携を図る必要があると認識しており、ご意見の趣旨については、基本方針に含むと認識しております。また、めざす暮らしの姿を実現するため、戦略的に取り組みを展開する必要もあると認識しております。令和2年度には本市において「やおプロモーション推進プロジェクトチーム」を設置し、八尾市における連携を深め、取り組みを充実いたします。具体的な手法や対象者等、取り組み内容につきましてはご意見を踏まえ今後の施策の推進の中で検討を進めてまいります。	なし
7	花嶋委員	資料3	57		施策17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上	施策17の関連施策に、「災害廃棄物処理計画」は入らないのでしょうか。まだ、災害廃棄物処理計画が策定されていないようですが、地震や水害などのときに、災害廃棄物の処理は、復興のための第一歩です。	現在計画策定中であり、先月パブリックコメントを実施したところです。関連計画として施策22へ掲載いたします。	あり
8	花嶋委員	資料3	66		施策22 良好な生活環境の確保・地球環境への貢献	施策22の「・・・地球環境への貢献」は、地球温暖化への危機意識対策への真剣さが足りないように感じます。善意でいいことをしようというようなニュアンスから脱却し、もう少し自分事とするために例えば「・・・地球環境の保全」というようなタイトルはいかがでしょうか。	ご提案の趣旨をふまえ、施策名を「良好な生活環境の確保・地球環境の保全」と変更します。	あり
9	増田委員	資料3	41		施策9 地域経済を支える産業の振興	めざす暮らしの姿5. 「特産物の～」に対する基本方針④「安全安心で～」の文末に句読点「。」がぬけています。	ご指摘のとおり修正いたします。	あり

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 行	該当箇所	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
10	藤本委員	資料3	42		施策10 就労支援と雇用機会の創出【現状】2	なぜ、部会長・副部会長会議で確認された修正案（パブコメ素案）が、『人材不足の状況にあっても、様々な事情を抱えた障がい者ひとり親家庭の親、中高年齢者や同和地区などの出身地に対する社会的偏見、外国人市民に対する民族的偏見やコミュニケーションの問題などにより・・・』（3/13案）となった経過のご説明をされたい。	第1回部会長・副部会長調整会議において、八尾市地域就労支援基本計画の表現と順番に変えてはどうかというご意見がございましたので、「ご意見を踏まえ、修正いたします。」と回答させていただきました。 その後、素案（1/24案）においては「人材不足の状況にあっても、障がい者、ひとり親家庭の親、高齢者、外国人市民であることや、部落差別などによって働くことが困難な状況を有する人の就労は、厳しい状況にあります。」との記載に変更いたしましたが、パブリックコメントにおいて『「部落差別などによって働くことが困難な状況を有する～」とあるが、関連計画が八尾市地域就労支援基本計画と示されているので、同計画に明記されている通りに、「同和地区住民などによって働くことが困難な～」と変更すべき。』というご意見をいただきましたので、再度検討し、地域就労支援計画概要版1ページから2ページにかけてを参照し、より市民にわかりやすい表現にしたいという趣旨から答申案（3/13案）では、「人材不足の状況にあっても、様々な事情を抱えた障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者、同和地区などの出身地に対する社会的偏見、外国人市民に対する民族的偏見やコミュニケーションの問題などにより働くことが困難な状況を有する人の就労は、厳しい状況にあります。」という文言にしたものです。 今回、再度いただきました審議会委員のご提案の趣旨をふまえ、現状2を「障がい者、ひとり親家庭の親、同和地区住民、中高年齢者、外国人市民、働く意欲が希薄な若者など、働くことが困難な状況を有する人の就労は、」と変更します。	あり
11	藤本委員	資料3	42		施策10 就労支援と雇用機会の創出【現状】2	様々な事情を抱えた障がい者という表現についてご説明をされたい。	「様々な事情」の文言は、「障がい者」「ひとり親の家庭」「中高年齢者」までかかる修飾語として表したものです。 「様々な事情」の内容は、「地域就労支援基本計画」6. 就労困難者等をめぐる現況を表したものとして考えておりました。表現がわかりにくいこともあり、今回いただきました審議会委員のご提案の趣旨をふまえ、上記No. 10に記載のとおり変更します。	あり
12	増田委員	資料3	45 79 83		施策11 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 施策28 平和意識の向上 施策30 地域のまちづくり支援・市民活動の促進	これまでの協議による意見を折り込んで頂き、ありがとうございます。 これと言って意見はないのですが、やはり全体を通して読むと、関連計画がないのは、若干の物足りなさを感じます。今後関連計画が一つでも記載されることを願います。	委員ご指摘の関連計画欄については、各施策の分野で策定した個別計画の名称をお示しております。なお、個別計画を策定していない場合であっても、取り組み内容や予算等を検討したうえで事務事業として毎年度の実施計画としてお示しいたします。	なし

No	委員氏名	該当資料	該当 ページ	該当 行	該当箇所	意見・提言内容（原文）	市の考え方（案）	素案修正有 無
13	相川委員	資料3	-			パブコメは1月24日時点の素案で行ったものと承知しているが、私が所属する第一部会の最終回は1月14日だったので、この素案は見ておらず、10月末作成の行政素案をもとに検討していた。八尾市民ではないためパブコメは出さなかったの で、以下、時機を失していると思うが、一応、記載しておく。	パブリックコメント用素案（1月24日時点）につきまして は、1月27日に委員皆さまへご送付しており、第3回の各専門部会において、委員皆さまのご意見を部会長副部会長にご一任いただきましたので、1月21日に調整会議を実施したうえで、取りまとめた素案（1月24日時点）に対するパブリックコメントを実施しております。	なし
14	藤本委員	その他	-			さいごに、審議会や市民意見に真摯に傾聴されたい。	パブリックコメントでのご意見や審議会委員の意見をはじめ、多くの市民の意見に真摯に耳を傾け、総合計画の策定を進めてまいります。	なし
15	野村委員	資料3	11		第3章 八尾市の将来について 1. 将来都市像	「しあわせを感じられるまち」抽象的。 多種多様になればなるほど価値観は違う。どうまとめていくか大変かなと思います。	ご指摘のとおり、市民のしあわせは非常に多様であると認識し、その多様性を理解し、お互いのしあわせを考え行動することで、自らのしあわせを感じられると考え、「しあわせつづく」を本市のあるべき姿となる将来都市像の言葉の一つとしました。 将来都市像の実現に向け、6つのまちづくりの目標、また34の施策を体系立てており、施策横断的に展開し、実現に向けた取り組みを進めてまいります。	なし
16	野村委員	資料3	80		施策29 多文化共生の推進	外国人市民の生活支援として、やさしい日本語教室を開いてはどうでしょう？ シルバーの方が余暇としてやさしい日本語を教え、外国の方が学び、また企業やお店も実践できる場を提供していく。	国際交流センターにおけるやさしい日本語研修の取り組みなど、既に行っているものもございますが、基本方針②に示しておりますとおり、外国人が八尾市を生活拠点として活躍できるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供の充実を進めてまいります。具体的な手法等、取り組み内容につきましてはご意見を踏まえ今後の施策の推進の中で検討を進めてまいります。	なし